

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「第2期豊後大野市障がい者基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、各種施策の充実に取り組んでいるところです。

この「基本計画」に基づき、令和3年3月に「豊後大野市第6期障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）、「豊後大野市第2期障がい児福祉計画」（以下「第2期障がい児計画」という。）を策定し、障がい福祉サービスや相談支援等が身近な地域において提供できるよう努めてきました。

今年度は、「第6期計画」及び「第2期障がい児計画」が最終年度を迎えることから、国の制度改正の主旨や計画の進捗状況等を踏まえ、新たな計画として「豊後大野市第7期障がい福祉計画」（以下「第7期計画」という。）、「豊後大野市第3期障がい児福祉計画」（以下「第3期障がい児計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

「第7期計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画として、「第3期障がい児計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

3. 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期計画、第2期障がい児計画			第7期計画、第3期障がい児計画		

4. 計画の基本理念

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します。

両計画の基本理念は、「基本計画」、「第6期計画」及び「第2期障がい児計画」を継承します。また、この基本理念と次に掲げる国の基本指針を勘案して、この計画を推進します。

- ア. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- イ. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ウ. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- エ. 地域共生社会の実現に向けた取組
- オ. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- カ. 障がい福祉人材の確保・定着
- キ. 障がい者の社会参加を支える取組

5. 令和8年度の目標値

令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標を国の基本指針に即して設定しています。

①施設入所者の地域生活への移行

- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数(101人)の6%以上にあたる7人の地域生活への移行。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数(101人)の5%以上にあたる施設入所者数6人の削減。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉連携分科会の年1回以上の開催。

③地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の運用状況の年1回以上の検証及び検討。
- ・強度行動障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備。

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和8年度に、福祉施設から令和3年度実績(5人)の1.28倍以上にあたる7人の一般就労への移行。(就労移行支援事業2人、就労継続支援A型事業2人、就労継続支援B型事業3人)
- ・令和8年度に、就労定着支援事業について令和3年度実績(3人)の1.41倍以上にあたる5人の利用。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

- ・既存の児童発達支援センター等による保育所等訪問支援の更なる充実。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制の継続した確保。
- ・医療的ケア児等支援に関するコーディネーターの配置人数の維持。

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターを1か所設置。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等の年1回の協議。

⑦障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修会等への市職員2人の参加。
- ・障がい者自立支援給付審査支払等による審査結果を分析して事業所等と年1回の共有。

6. サービスの見込量について

目標を達成するために、利用実績等を勘案して必要なサービス見込量の設定を行います。

◆訪問系サービス(一月あたり)

サービス種類	区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人数	時間	人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	計画	55	1,000	55	990	55	990	55	990
重度訪問介護	計画	1	290	1	100	1	100	1	100
同行援護	計画	5	50	6	60	6	60	6	60
行動援護	計画	15	300	20	300	20	300	20	300
合計	計画	76	1,640	82	1,450	82	1,450	82	1,450
重度障害者等包括支援	計画	1	500	1	500	1	500	1	500

◆日中活動系サービス(一月あたり)

サービス種類	区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日
生活介護	計画	150	3,000	145	3,045	145	3,045	145	3,045
自立訓練(機能訓練)	計画	1	23	1	21	1	21	1	21
自立訓練(生活訓練)	計画	30	300	17	255	17	255	17	255
就労選択支援【新規】	計画	—	—	—	—	1	10	1	10
就労移行支援	計画	20	360	5	115	5	115	5	115
就労継続支援A型	計画	50	1,000	50	1,150	50	1,150	50	1,150
就労継続支援B型	計画	160	2,880	185	3,700	185	3,700	185	3,700
就労定着支援	計画	3		5		5		5	
療養介護	計画	20		22		22		22	
短期入所(福祉型)	計画	30	180	20	200	20	200	20	200
短期入所(医療型)	計画	5	25	2	6	2	6	2	6

「人日」＝「述べ利用日数」(利用者数 × 一人当たりの平均利用日数)

◆居住系サービス等(一月あたり)

サービス種類	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	計画	1人	1人	1人	1人
共同生活援助	計画	110人	107人	109人	112人
施設入所支援	計画	114人	99人	97人	94人

◆相談支援

サービス種類	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	計画	月あたり120人	月あたり130人	月あたり130人	月あたり130人
地域相談支援	地域移行支援	計画	年間1人	年間1人	年間1人
	地域定着支援	計画	年間1人	年間1人	年間1人

(「計画相談支援」は一月あたり的人数でモニタリングも含む。「地域相談支援」は対象者の年間の実人数)

◆障がい児通所支援・障がい児相談支援等(一月あたり)

サービス種類	区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日
児童発達支援	計画	50	400	75	525	75	525	75	525
医療型児童発達支援	計画	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	115	920	110	990	110	990	110	990
保育所等訪問支援	計画	30	30	25	25	25	25	25	25
居宅訪問型児童発達支援	計画	1	4	1	4	1	4	1	4
障がい児相談支援	計画	45		65		65		65	

「人日」＝「述べ利用日数」(利用者数 × 一人当たりの平均利用日数)

◆地域生活支援事業

サービス種類	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	計画	2か所	2か所	実施	実施
住宅入居等支援事業	計画	実施	障がい者相談支援事業の中で実施		
基幹相談支援センター	計画		令和8年度末までに1か所設置		
障がい福祉教室	計画	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	計画	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年
成年後見制度法人後見支援事業	計画		実施	実施	実施
手話通訳者設置事業	計画	1名	1名	1名	1名
意思疎通支援事業	計画	101件/年	101件/年	101件/年	101件/年
日常生活用具給付事業	計画	1,085件/年	890件/年	890件/年	890件/年
手話奉仕員養成研修事業	計画	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程
移動支援事業	計画	2,700時間/年	2,700時間/年	2,700時間/年	2,700時間/年
地域活動支援センター機能強化事業	計画	22人/年	27人/年	27人/年	27人/年
訪問入浴サービス事業	計画	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年
日中一時支援事業	計画	20人/年	30人/年	30人/年	30人/年
免許取得助成事業	計画	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年
自動車改造助成事業	計画	2件/年	2件/年	2件/年	2件/年

7. 計画の推進体制

障がいのある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、庁内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、計画の推進体制を整備します。

豊後大野市地域自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議し、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。また、毎年度その進捗状況の分析・評価を行い、その結果を豊後大野市地域自立支援協議会に報告し意見を聴くこととします。